



高齢者虐待を防止し、すこやかで 安心して暮らせる長寿社会の実現を！



高齢者虐待とは

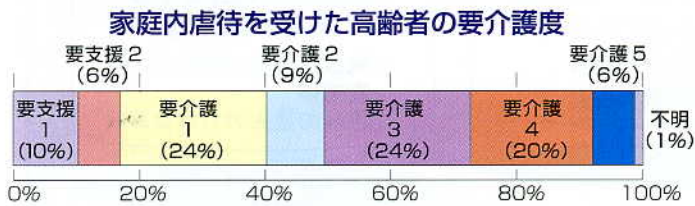
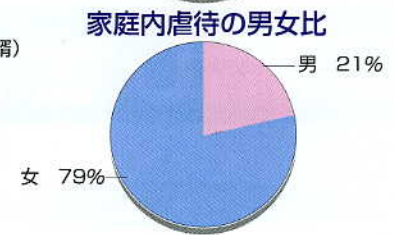
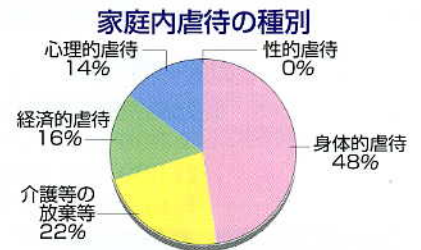
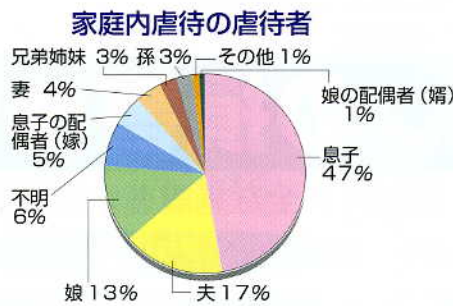
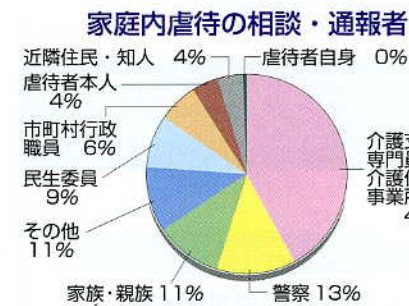
平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（いわゆる高齢者虐待防止法）が施行され、高齢者の虐待を養護者による虐待（家庭内虐待）と養介護施設従事者等による虐待（施設内虐待）に分類するとともに、虐待の行為を次の五つの類型に定義されています。

身体的虐待 平手打ちをする、破る、むりやり食事を口に入れる など	介護・世話の放棄・放任 体から臭いがする、栄養失調の状態である、ごみの放置など劣悪な住環境 など	心理的虐待 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視する、侮辱を込めて子供のように扱う など	性的虐待 わいせつな行為をする、排泄の行為に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する など	経済的虐待 日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、財産の無断売却、年金の無断使用 など
--	--	---	--	--

※このような不幸な事案を防止するのが大事なことです。

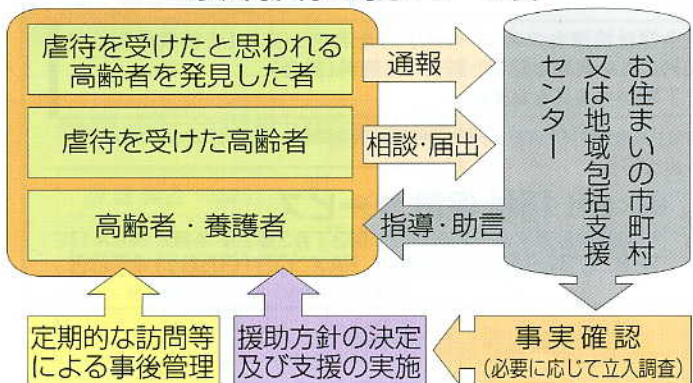
○県内の高齢者虐待の実態

平成18年度における県内市町村への相談・通報件数は204件で、内訳は、家庭内虐待が202件、施設内虐待が2件となっています。そのうち、市町村が虐待と認定した件数は、家庭内が125件、施設内が1件の合計126件となっています。



**虐待かもしれない…と思ったら
相談・通報を！**

※家庭内虐待の対応イメージ図



高齢者虐待防止法では、市町村が第一義的に高齢者虐待に対応することとされています。
また、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者には、通報（努力）義務があります。
なお、虐待を受けている高齢者本人が届け出ることもできます。

【相談・通報先】
お住まいの市町村又は地域包括支援センター
※市町村や地域包括支援センターの職員には、守秘義務が課せられています。

【記事掲載】
鹿児島県保健福祉部長寿社会課
☎099-286-2696 ☎099-286-5554
詳しくは県ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.kagoshima.lg.jp>